

令和 4 年 第 1 回  
さくら市議会定例会議案書

No.1



# 付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市犯罪被害者等支援条例の制定について	市 長	<b>No. 1</b> P 5
2	さくら市個人情報保護条例の一部改正について	"	P 10
3	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	"	P 11
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	"	P 13
5	さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	"	P 16
6	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	"	P 17
7	さくら市老人福祉センター条例の廃止について	"	P 18
8	令和 3 年度さくら市一般会計補正予算(第 11 号)	"	P 19
9	令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	"	P 53
10	令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	"	P 71
11	令和 3 年度さくら市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	"	P 87
12	令和 4 年度さくら市一般会計予算	"	<b>No. 2</b> P 5
13	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	"	<b>No. 3</b> P 5
14	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	"	P 27
15	令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	"	P 53
16	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計予算	"	P 71

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	令和4年度さくら市水道事業会計予算	市長	P109
18	令和4年度さくら市下水道事業会計予算	〃	P133
19	塩谷広域行政組合格約の変更について	〃	P159
20	さくら市教育委員会委員の任命同意について	〃	P160
21	鍛冶ヶ澤辺地に係る総合整備計画の策定について	〃	P161
22	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び上河戸辺地に係る総合整備計画の変更について	〃	P163
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P169
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P170

## 議案第1号

さくら市犯罪被害者等支援条例の制定について

さくら市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者

- イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内に存する学校に在学する者
  - エ 旅行その他の事由により市内に滞在している者
  - オ 市内において非営利活動等を行う者
- (4) 事業者 市内において法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、インターネットでの拡散、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (8) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であること（精神疾患を含む。）。
  - イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。
- (9) 傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が2週間以上1月未満であること（精神疾患を含む。）。
  - イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。
- (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金、重傷病見舞金及び傷病見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われたときにおいて、市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されていた者をいう。次号及び第3号において同じ。）であった者に限る。）の遺族として規則で定める者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

(3) 傷病見舞金 犯罪行為により傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 傷病見舞金 5万円

4 前3項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)



第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育活動の推進)

第13条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪行為について適用する。

## 議案第 2 号

さくら市個人情報保護条例の一部改正について

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さくら市個人情報保護条例（平成 17 年さくら市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項」に改める。

第 15 条第 3 号ウ中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報保護法第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び  
さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい  
て

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職  
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び  
さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

(さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)  
第1条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17  
年さくら市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の6の項の次に次のように加える。

6の2 職員が不妊治療に係る通 院等のため勤務しないことが相 当であると認められる場合	一の年度において5日(当該通 院等が体外受精及び顕微授精に 係るものである場合にあっては、 10日)の範囲内の期間
---	--

別表第1の8の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、同表7の項の次に

次のように加える。

8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
---	------------

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 さくら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年さくら市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、同号ア(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第18条の表第9条第2項の項を削る。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

### さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の

最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,750円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,360円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,200円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める。

附則第4項、第5項及び第6項の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

附則第11項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第12項、第13項及び第15項から第20項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 120 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級と認定された者であること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 6 号

さくら市営住宅管理条例の一部改正について

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さくら市営住宅管理条例（平成 17 年さくら市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(9) さくら市犯罪被害者等支援条例（令和 4 年さくら市条例第 号）第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

ア さくら市犯罪被害者等支援条例第 2 条第 1 号に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）の被害を受けたことにより、収入が減少し、現に居住している住宅（イにおいて「住宅」という。）に引き続き居住することが困難であると市長が認める者

イ 住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、住宅に引き続き居住することが困難であると市長が認める者

附 則

この条例は、さくら市犯罪被害者等支援条例の施行の日から施行する。

## 議案第 7 号

さくら市老人福祉センター条例の廃止について

さくら市老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市老人福祉センター条例を廃止する条例

さくら市老人福祉センター条例(平成 17 年さくら市条例第 116 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(さくら市温泉供給条例の一部改正)
- 2 さくら市温泉供給条例(平成 19 年さくら市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、さくら市老人福祉センター条例(平成 17 年さくら市条例第 116 号)」を削る。

議案第 8 号

令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 3 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 1,237 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 223 億 7,761 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
11 地 方 交 付 税			
		1 地 方 交 付 税	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
17 財 産 収 入			
		2 財 産 売 払 収 入	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
20 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
21 諸 収 入			
		4 雑 入	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,765,341	354,837	3,120,178
2,765,341	354,837	3,120,178
4,859,202	146,777	5,005,979
2,450,664	△97	2,450,567
2,399,971	146,874	2,546,845
1,371,992	△30,319	1,341,673
873,809	2,284	876,093
392,258	△32,603	359,655
228,770	△93,000	135,770
93,819	△93,000	819
580,066	△515,896	64,170
527,896	△515,896	12,000
494,235	672,703	1,166,938
494,235	672,703	1,166,938
1,734,874	△427	1,734,447
228,593	△427	228,166
1,578,445	177,700	1,756,145
1,578,445	177,700	1,756,145
21,665,235	712,375	22,377,610

歳 出

款		項	
1 議 会 費		1 議 会 費	
2 総 務 費		1 総 務 管 理 費	
3 民 生 費		1 社 会 福 祉 費	
		2 児 童 福 祉 費	
6 農 林 水 産 業 費		1 農 業 費	
7 商 工 費		1 商 工 費	
8 土 木 費		1 土 木 管 理 費	
		2 道 路 橋 梁 費	
		3 都 市 計 画 費	
9 消 防 費		1 消 防 費	
10 教 育 費		1 教 育 総 務 費	
		2 小 学 校 費	
		3 中 学 校 費	
		5 社 会 教 育 費	
		6 保 健 体 育 費	
12 公 債 費		1 公 債 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
171,952	△3,631	168,321
171,952	△3,631	168,321
2,761,072	411,196	3,172,268
2,354,936	411,196	2,766,132
7,545,978	△23,485	7,522,493
2,753,559	△8,012	2,745,547
4,195,104	△15,473	4,179,631
586,847	△8,706	578,141
571,964	△8,706	563,258
2,060,141	△48,000	2,012,141
2,060,141	△48,000	2,012,141
1,973,237	△19,876	1,953,361
154,708	△4,900	149,808
823,112	0	823,112
953,761	△14,976	938,785
791,120	△10,187	780,933
791,120	△10,187	780,933
2,312,969	433,064	2,746,033
612,854	△6,227	606,627
229,536	461,078	690,614
83,606	2,702	86,308
462,898	△4,659	458,239
681,106	△19,830	661,276
1,798,100	△18,000	1,780,100
1,798,100	△18,000	1,780,100
21,665,235	712,375	22,377,610

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公用車管理事務	5,000
2 総務費	1 総務管理費	住民情報関連 システム管理事業	4,400
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	220,996
6 農林水産業 費	1 農業費	農業委員会事務費	320
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	26,800
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	76,374
8 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号 道路改良事業	64,682
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	147,200
8 土木費	3 都市計画費	氏家駅東地区魅力 向上事業	4,796
10 教育費	1 教育総務費	学校ICT管理事業	3,550
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化 改良事業	455,522



(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	8,556
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	2,702

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熱田小学校長寿命化改良事業費	300,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備事業費	千円 30,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができ	千円 23,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
学童保育施設整備事業費	4,200				0			
農道整備事業費	38,700				26,600			
市道整備事業費	284,900				280,800			
総合公園再整備事業費	95,200				0			

令和3年度さくら市一般会計補正予算  
(第11号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
11	地方交付税	2,765,341
15	国庫支出金	4,859,202
16	県支出金	1,371,992
17	財産収入	228,770
19	繰入金	580,066
20	繰越金	494,235
21	諸収入	1,734,874
22	市債	1,578,445
歳入合計		21,665,235

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
354,837	3,120,178	
146,777	5,005,979	
△30,319	1,341,673	
△93,000	135,770	
△515,896	64,170	
672,703	1,166,938	
△427	1,734,447	
177,700	1,756,145	
712,375	22,377,610	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	171,952	△3,631
2	総	務費	2,761,072	411,196
3	民	生費	7,545,978	△23,485
6	農	林水産業費	586,847	△8,706
7	商	工費	2,060,141	△48,000
8	土	木費	1,973,237	△19,876
9	消	防費	791,120	△10,187
10	教	育費	2,312,969	433,064
12	公	債費	1,798,100	△18,000
歳出合計			21,665,235	712,375

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
168,321				△3,631	
3,172,268	5,206			405,990	
7,522,493	△10,606	△10,900		△1,979	
578,141	△30,803	△12,100		34,197	
2,012,141				△48,000	
1,953,361	△3,981	△4,100		△11,795	
780,933	△580			△9,607	
2,746,033	157,222	204,800	△463	71,505	
1,780,100				△18,000	
22,377,610	116,458	177,700	△463	418,680	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	2,765,341	354,837	3,120,178
	1 地方交付税	2,765,341	354,837	3,120,178
	1 地方交付税	2,765,341	354,837	3,120,178

15	国庫支出金	4,859,202	146,777	5,005,979
	1 国庫負担金	2,450,664	△97	2,450,567
	1 民生費国庫負担金	2,211,078	△97	2,210,981
	2 国庫補助金	2,399,971	146,874	2,546,845
	1 総務費国庫補助金	947,828	4,400	952,228
	2 民生費国庫補助金	930,661	△12,473	918,188
	3 衛生費国庫補助金	212,833	806	213,639
	5 土木費国庫補助金	292,618	△3,081	289,537
	6 教育費国庫補助金	3,280	157,222	160,502

16	県支出金	1,371,992	△30,319	1,341,673
	1 県負担金	873,809	2,284	876,093
	1 民生費県負担金	851,674	1,964	853,638
	2 農林水産業費県負担金	22,135	320	22,455
	2 県補助金	392,258	△32,603	359,655
	1 総務費県補助金	6,580	△580	6,000
	4 農林水産業費県補助金	149,098	△32,023	117,075



11 地方交付税  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	354,837	普通交付税	354,837

4 保険基盤安定負担金	△97	保険基盤安定負担金（支援分）（1/2）	△97
1 総務費補助金	4,400	転出・転入ワンストップ化整備費補助金（総務省）	4,400
2 児童福祉費補助金	△12,473	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助金 保育士等処遇改善臨時特例交付金（10/10）	△20,000 7,527
1 保健衛生費補助金	806	健（検）診結果等の情報標準化整備事業補助金（2/3、1/2）	806
1 土木費補助金	△2,331	住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金）（1/2）	△2,331
2 都市整備費補助金	△750	空き家対策総合支援事業	△750
4 教育振興費補助金	7,222	公立学校情報機器整備費補助金 学校保健特別対策事業費補助金	1,597 5,625
5 学校建設費補助金	150,000	学校施設環境改善交付金	150,000

5 保険基盤安定負担金	1,964	保険基盤安定負担金（軽減分）（3/4） 保険基盤安定負担金（支援分）（1/4）	2,012 △48
1 農業費負担金	320	農地集積・集約化対策推進交付金（業務効率化支援事業）	320
1 総務管理費補助金	△580	地域防災力強化推進事業補助金	△580
1 農業費補助金	△31,123	担い手への農地集積推進事業 新規就農・経営継承総合支援事業 多面的機能支払交付金 水田フル活用促進整備費補助金	△4,000 △9,000 △6,823 △3,600

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
17	財産収入	228,770	△93,000	135,770
	2 財産売払収入	93,819	△93,000	819
	1 不動産売払収入	93,000	△93,000	0
19	繰入金	580,066	△515,896	64,170
	2 基金繰入金	527,896	△515,896	12,000
	1 財政調整基金繰入金	515,896	△515,896	0
20	繰越金	494,235	672,703	1,166,938
	1 繰越金	494,235	672,703	1,166,938
	1 繰越金	494,235	672,703	1,166,938
21	諸収入	1,734,874	△427	1,734,447
	4 雑入	228,593	△427	228,166
	2 雑入	228,588	△427	228,161
22	市債	1,578,445	177,700	1,756,145
	1 市債	1,578,445	177,700	1,756,145
	2 民生債	34,800	△10,900	23,900
	4 農林水産業債	38,700	△12,100	26,600
	5 土木債	294,900	△4,100	290,800

節		説明	
区分	金額		
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△7,700
2 林業費補助金	△900	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (10/10)	△900
1 土地売却収入	△93,000	市有地売却収入	△93,000
1 財政調整基金繰入金	△515,896	財政調整基金繰入金	△515,896
1 繰越金	672,703	前年度繰越金	672,703
2 民生費雑入	36	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金	36
8 教育費雑入	△463	野球殿堂見学ツアー参加費	△228
		市民ハイキング参加費	△960
		入場料	△875
		コミュニティ助成事業助成金	1,600
1 保育施設整備事業債	△6,700	保育施設整備事業費	△6,700
2 学童保育施設整備事業債	△4,200	学童保育施設整備事業費	△4,200
1 農道整備事業債	△12,100	農道整備事業費	△12,100
2 市道整備事業債	△4,100	市道整備事業費	△4,100

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		7 教育債	151,000	204,800	355,800

節		説明	
区分	金額		
1 総合公園再整備事業債	△95,200	総合公園再整備事業費	△95,200
14 熟田小学校長寿命化改良事業債	300,000	熟田小学校長寿命化改良事業費	300,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	171,952	△3,631	168,321				△3,631
	1 議会費	171,952	△3,631	168,321				△3,631
	1 議会費	171,952	△3,631	168,321				△3,631

2	総務費	2,761,072	411,196	3,172,268	5,206			405,990
	1 総務管理費	2,354,936	411,196	2,766,132	5,206			405,990
	1 一般管理費	663,577	31,368	694,945				31,368
	2 文書広報費	28,914	△1,000	27,914				△1,000
	3 財政管理費	82,502	△171	82,331				△171
	5 財産管理費	202,240	△3,500	198,740				△3,500
	8 基金費	10,708	386,099	396,807				386,099
	9 情報処理費	272,499	4,400	276,899	5,206			△806
	13 地方創生推進費	35,240	△6,000	29,240				△6,000

3	民生費	7,545,978	△23,485	7,522,493	△10,606	△10,900		△1,979
	1 社会福祉費	2,753,559	△8,012	2,745,547	1,867			△9,879

1 議会費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△100	○議長等活動支援事務 △1,021 その他非常勤職員報酬 △100
8 旅費	△3,240	議員費用弁償 △130 普通旅費 △500
18 負担金、補助及び交付金	△291	負担金 △291 ○議員研修事業 △2,610 議員特別旅費 △2,610

8 旅費	△600	○職員人件費 31,968 負担金 31,968
18 負担金、補助及び交付金	31,968	○職員研修事務 △600 特別旅費 △600
12 委託料	△1,000	○ホームページ管理運営事業 △1,000 業務委託料 △1,000
1 報酬	△132	○予算編成、管理事務 △171 委員報酬 △132
8 旅費	△36	普通旅費 △36 負担金 △3
18 負担金、補助及び交付金	△3	
14 工事請負費	△3,500	○公有財産管理運用事業 △3,500 工事請負費 △3,500
24 積立金	386,099	○基金積立事業 386,099 基金積立金 386,099
12 委託料	4,400	○住民情報関連システム管理事業 4,400 業務委託料 4,400
1 報酬	△3,700	○地域おこし協力隊事業 △6,000 その他非常勤職員報酬 △3,700
13 使用料及び賃借料	△2,300	賃借料 △2,300


款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3 国民健康保険費	280,197	4,389	284,586	1,867			2,522
	5 老人福祉費	145,061	△12,401	132,660				△12,401
2	児童福祉費	4,195,104	△15,473	4,179,631	△12,473	△10,900		7,900
	1 児童福祉総務費	1,508,525	7,527	1,516,052	7,527	△4,200		4,200
	3 保育園費	576,681	△3,000	573,681		△6,700		3,700
	8 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費	75,226	△20,000	55,226	△20,000			

6	農林水産業費	586,847	△8,706	578,141	△30,803	△12,100		34,197
1	農業費	571,964	△8,706	563,258	△30,803	△12,100		34,197
	1 農業委員会費	47,945	320	48,265	320			
	3 農業振興費	112,813	△29,922	82,891	△24,300			△5,622



節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	4,389	○国民健康保険特別会計繰出金 他会計繰出金	4,389 4,389
7 報償費	△1,974	○敬老祝い金給付事業 報償金	△790 △790
12 委託料	△10,264	○老人保護措置施設入所事業 業務委託料	△10,264 △10,264
19 扶助費	△200	○敬老会事業 報償金	△1,184 △1,184
22 償還金、利子及び割引料	37	○在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 扶助費	△200 △200
		○認知症グループホーム等防災改修等支援事業 償還金	37 37
18 負担金、補助及び交付金	7,527	○特別保育事業 補助金	6,273 6,273
		○放課後児童健全育成事業 補助金	1,254 1,254
14 工事請負費	△3,000	○わくわく保育園管理運営事業 工事請負費	△3,000 △3,000
19 扶助費	△20,000	○低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業 扶助費	△20,000 △20,000

17 備品購入費	320	○農業委員会事務費 庁用器具費	320 320
18 負担金、補助及び交付金	△29,922	○農業次世代人材投資事業 交付金	△9,000 △9,000
		○担い手への農地集積推進事業 交付金	△4,000 △4,000
		○水田フル活用促進整備事業 補助金	△3,600 △3,600
		○強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 補助金	△7,700 △7,700
		○新型コロナウイルス対策農業者向け緊急支援事業（第3弾） 交付金	△5,622 △5,622

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	178,644	△9,104	169,540	△6,823	△12,100		9,819
7 農業構造改善費	112,719	30,000	142,719				30,000

7		商工費	2,060,141	△48,000	2,012,141				△48,000
	1	商工費	2,060,141	△48,000	2,012,141				△48,000
	2	商工振興費	1,844,148	△48,000	1,796,148				△48,000

8		土木費	1,973,237	△19,876	1,953,361	△3,981	△4,100		△11,795
	1	土木管理費	154,708	△4,900	149,808	△3,131			△1,769
	1	土木総務費	154,708	△4,900	149,808	△3,131			△1,769
	2	道路橋梁費	823,112	0	823,112		△4,100		4,100
	1	道路維持費	329,924	0	329,924		△1,000		1,000
	2	道路建設改良費	336,132	0	336,132		△3,100		3,100
	3	都市計画費	953,761	△14,976	938,785	△850			△14,126
	1	都市計画総務費	827,225	△14,976	812,249	△850			△14,126

9		消防費	791,120	△10,187	780,933	△580			△9,607
---	--	-----	---------	---------	---------	------	--	--	--------

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	△9,104	○多面的機能支払交付金事業 交付金	△9,104 △9,104
24 積立金	30,000	○総合交流ターミナル施設維持管理事業 基金積立金	30,000 30,000

12 委託料	△7,000	○商店街の景観・ホスピタリティ向上事業 業務委託料	△7,000 △7,000
18 負担金、補助 及び交付金	△41,000	○新型コロナウイルス感染拡大抑止対策交付金事業 交付金	△500 △500
		○新型コロナウイルス緊急支援事業（第3弾） 交付金	△22,000 △22,000
		○地域企業感染症対策支援事業 交付金	△7,000 △7,000
		○ガイドラインに基づく感染予防対策事業 交付金	△7,000 △7,000
		○新型コロナウイルス緊急支援事業（第4弾） 交付金	△4,500 △4,500

18 負担金、補助 及び交付金	△4,900	○木造住宅耐震改修事業 補助金	△4,900 △4,900
		(財源更正)	
		(財源更正)	
18 負担金、補助 及び交付金	△7,550	○下水道事業会計負担金 負担金	△6,050 △6,050
27 繰出金	△7,426	○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	△7,426 △7,426
		○空家等対策事業 補助金	△1,500 △1,500

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	消防費	791,120	△10,187	780,933	△580			△9,607
	1 非常備消防費	64,975	△3,816	61,159				△3,816
	3 防災費	40,257	△6,371	33,886	△580			△5,791

10	教育費	2,312,969	433,064	2,746,033	157,222	204,800	△463	71,505
	1 教育総務費	612,854	△6,227	606,627	1,597			△7,824
	1 教育委員会費	5,295	△600	4,695				△600
	2 事務局費	449,941	△2,177	447,764				△2,177
	4 情報環境整備費	150,155	△3,450	146,705	1,597			△5,047
	2 小学校費	229,536	461,078	690,614	154,275	300,000		6,803
	1 学校管理費	214,303	461,078	675,381	154,275	300,000		6,803

節		説明	
区分	金額		
7 報 償 費	△586	○消防団運営事業 報償金	△2,814 △300
8 旅 費	△2,017	団員費用弁償	△2,000
10 需 用 費	△58	普通旅費	△14
13 使用料及び 賃借料	△605	補助金 ○消防団点検事業 報償金	△500 △852 △236
18 負担金、補助 及び交付金	△550	燃料費	△11
		賃借料	△605
		○女性防火クラブ活動事業 報償金	△150 △50
		普通旅費	△3
		消耗品費	△47
		負担金	△50
10 需 用 費	△10	○防災事業費	△2,371
12 委 託 料	△160	燃料費	△10
13 使用料及び 賃借料	△450	業務委託料	△160
17 備品購入費	△1,751	賃借料	△450
18 負担金、補助 及び交付金	△4,000	機械器具費	△1,751
		○自主防災組織活動支援事業 補助金	△4,000 △4,000

18 負担金、補助 及び交付金	△600	○教育委員会運営事業 補助金	△600 △600
18 負担金、補助 及び交付金	△2,177	○学校教育課庶務事務 交付金	△2,177 △2,177
13 使用料及び 賃借料	△7,000	○学校ICT管理事業 賃借料	△3,450 △7,000
17 備品購入費	3,550	庁用器具費	3,550
10 需 用 費	8,556	○小学校施設長寿命化改良事業	452,522
12 委 託 料	2,522	業務委託料	2,522
		工事請負費	450,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	3	中学校費	83,606	2,702	86,308	1,350			1,352
		1 学校管理費	73,264	2,702	75,966	1,350			1,352
	5	社会教育費	462,898	△4,659	458,239			725	△5,384
		1 社会教育総務費	101,943	△1,659	100,284			△875	△784
		5 生涯学習推進費	8,434	△3,000	5,434				△3,000
		8 博物館費	93,279	0	93,279			1,600	△1,600
	6	保健体育費	681,106	△19,830	661,276		△95,200	△1,188	76,558
		1 体育総務費	85,815	△4,058	81,757			△1,188	△2,870
		2 体育施設費	370,620	△15,772	354,848		△95,200		79,428
12		公債費	1,798,100	△18,000	1,780,100				△18,000

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	450,000	○小学校運営事業 消耗品費	8,556 8,556
10 需用費	2,702	○中学校運営事業 消耗品費	2,702 2,702
7 報償費	△876	○社会教育・家庭教育支援事業 印刷製本費	△308 △308
10 需用費	△511	○成人式開催事業 報償金	△246 △246
11 役務費	△272	○定期文化事業 報償金 印刷製本費 広告料 手数料	△1,105 △630 △203 △50 △222
12 委託料	△2,400	○生涯学習推進体制整備事業 業務委託料	△1,200 △1,200
18 負担金、補助 及び交付金	△600	○ゆめ！さくら博開催事業 業務委託料 交付金	△1,800 △1,200 △600
		(財源更正)	
7 報償費	△1,555	○スポーツ推進審議会委員・スポーツ推進委員事業 非常勤職員費用弁償	△139 △139
8 旅費	△139	○各種スポーツ大会、教室開催事業 報償金	△1,937 △600
11 役務費	△449	業務委託料	△12
12 委託料	△571	使用料 賃借料 負担金	△349 △916 △60
13 使用料及び 賃借料	△1,284	○市民体育祭開催事業 報償金	△1,982 △955
18 負担金、補助 及び交付金	△60	広告料 保険料 業務委託料 賃借料	△100 △349 △559 △19
7 報償費	△50	○国体推進事業 報償金	△15,772 △50
12 委託料	△15,722	業務委託料	△15,722

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	公債費	1,798,100	△18,000	1,780,100				△18,000
	1 元金	1,740,000	△13,000	1,727,000				△13,000
	2 利子	58,100	△5,000	53,100				△5,000



節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	△13,000	○市債償還元金 償還金	△13,000 △13,000
22 償還金、利子 及び割引料	△5,000	○市債償還利子 利子及び割引料	△5,000 △5,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		25,393	9,129 ( 3.30 )	215	34,737	6,800	41,537
	議 員	18	74,100		23,435 ( 3.30 )		97,535	24,676	122,211
	その他の 特別職	1,027	90,983				90,983		90,983
	計	1,048	165,083	25,393	32,564	215	223,255	31,476	254,731
補正前	長 等	3		25,393	9,129 ( 3.30 )	215	34,737	6,800	41,537
	議 員	18	74,100		23,435 ( 3.30 )		97,535	24,676	122,211
	その他の 特別職	1,033	91,115				91,115		91,115
	計	1,054	165,215	25,393	32,564	215	223,387	31,476	254,863
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	△ 6	△ 132				△ 132		△ 132
	計	△ 6	△ 132	0	0	0	△ 132	0	△ 132

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 328 ) 362	420,170	1,239,251	773,286	2,432,707	454,988	2,887,695	
補正前	( 330 ) 362	423,970	1,239,251	773,286	2,436,507	454,988	2,891,495	
比 較	( △ 2 ) 0	△ 3,800	0	0	△ 3,800	0	△ 3,800	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,599	34,157	18,908	883	136,346	2,265
	補正前	25,599	34,157	18,908	883	136,346	2,265
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,326	318,003	185,437	17,065	0	297
	補正前	34,326	318,003	185,437	17,065	0	297
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,029,164	13,611,863	2,150,745	1,724,470	14,038,138
(1) 総務	5,689,486	5,816,991	993,745	693,472	6,117,264
(2) 民生	435,948	372,104	23,900	74,442	321,562
(3) 衛生	330,697	329,659	22,200	26,263	325,596
(4) 農林水産	674,483	602,766	26,600	89,162	540,204
(5) 商工	0	33,800	58,300	1,690	90,410
(6) 土木	2,920,992	2,711,951	353,100	397,129	2,667,922
(7) 消防	702,831	623,324	43,100	83,941	582,483
(8) 教育	3,274,727	3,121,268	629,800	358,371	3,392,697
2 災害復旧費	69,032	90,594	0	1,601	88,993
(1) 公共土木施設	29,557	41,944	0	1,176	40,768
(2) 農林水産業施設	39,475	48,650	0	425	48,225
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,098,196	13,702,457	2,150,745	1,726,071	14,127,131

議案第 9 号

令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,637 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,008 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 財 産 収 入	
	1 財 産 売 払 収 入
3 繰 入 金	
	1 他 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
6 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
57,720	10,304	68,024
57,720	10,304	68,024
179,901	△7,426	172,475
179,901	△7,426	172,475
40,000	△9,348	30,652
40,000	△9,348	30,652
28,800	△9,900	18,900
28,800	△9,900	18,900
306,458	△16,370	290,088

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
122,505	△16,370	106,135
122,505	△16,370	106,135
306,458	△16,370	290,088

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	上阿久津台地土地 区画整理事業	12,478

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上阿久津台地土地 区画整理事業費	千円 28,800	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 18,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ



令和3年度氏家都市計画事業上阿久津台地  
土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
2	財	産	取入	57,720
3	繰	入	入金	179,901
4	繰	越	入金	40,000
6	市		債	28,800
		歳入	合計	306,458

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
10,304	68,024	
△7,426	172,475	
△9,348	30,652	
△9,900	18,900	
△16,370	290,088	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 土地区画整理事業費	122,505	△16,370
歳出合計	306,458	△16,370



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
106,135		△9,900	10,304	△16,774	
290,088		△9,900	10,304	△16,774	

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	57,720	10,304	68,024
	1 財産売払収入	57,720	10,304	68,024
	1 不動産売払収入	57,720	10,304	68,024
3	繰入金	179,901	△7,426	172,475
	1 他会計繰入金	179,901	△7,426	172,475
	1 一般会計繰入金	179,901	△7,426	172,475
4	繰越金	40,000	△9,348	30,652
	1 繰越金	40,000	△9,348	30,652
	1 繰越金	40,000	△9,348	30,652
6	市債	28,800	△9,900	18,900
	1 市債	28,800	△9,900	18,900
	1 土木債	28,800	△9,900	18,900

2 財産収入  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保留地処分収入	10,304	保留地処分収入	10,304
1 一般会計繰入金	△7,426	一般会計繰入金	△7,426
1 繰越金	△9,348	前年度繰越金	△9,348
1 土地区画整理事業債	△9,900	上阿久津台地土地区画整理事業費	△9,900

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	122,505	△16,370	106,135		△9,900	10,304	△16,774
	1	土地区画整理事業費	122,505	△16,370	106,135		△9,900	10,304	△16,774
		1 一般管理費	35,201	△1,370	33,831				△1,370
		2 事業費	87,304	△15,000	72,304		△9,900	10,304	△15,404

1 土地区画整理事業費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	△370	○区画整理事務 広告料
12 委 託 料	△1,000	○区画整理地内管理事業 業務委託料
14 工 事 請 負 費	△15,000	○上阿久津台地土地区画整理事業 工事請負費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
上阿久津台地土地区 画整理事業費	1,694,119	1,584,941	40,100	169,767	1,455,274

議案第 10 号

令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,772 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 8,608 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
		1 他 会 計 繰 入 金
		2 基 金 繰 入 金
9 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入	合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
272,251	△20,586	251,665
247,276	4,389	251,665
24,975	△24,975	0
1,000	218,312	219,312
1,000	218,312	219,312
4,088,363	197,726	4,286,089

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	
	1 療 養 諸 費
7 基 金 積 立 金	2 高 額 療 養 費
	1 基 金 積 立 金
9 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,872,357	98,029	2,970,386
2,474,074	82,736	2,556,810
382,185	15,293	397,478
1	73,104	73,105
1	73,104	73,105
5,674	26,593	32,267
5,674	26,593	32,267
4,088,363	197,726	4,286,089



令和3年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
8 繰	入金	272,251
9 繰	越金	1,000
歳入合計		4,088,363

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△20,586	251,665	
218,312	219,312	
197,726	4,286,089	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 保 險 給 付 費	2,872,357	98,029
7 基 金 積 立 金	1	73,104
9 諸 支 出 金	5,674	26,593
歳 出 合 計	4,088,363	197,726



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,970,386				98,029	
73,105				73,104	
32,267				26,593	
4,286,089				197,726	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	272,251	△20,586	251,665
	1 他会計繰入金	247,276	4,389	251,665
		1 一般会計繰入金	247,276	4,389
	2 基金繰入金	24,975	△24,975	0
		1 財政調整基金繰入金	24,975	△24,975
9	繰越金	1,000	218,312	219,312
	1 繰越金	1,000	218,312	219,312
		1 その他繰越金	1,000	218,312

8 繰入金  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保険基盤安定繰入金	2,489	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	2,683 △194
3 財政安定化支援事業繰入金	2,070	財政安定化支援事業繰入金	2,070
4 その他繰入金	△170	療養給付費負担金減額分繰入金	△170
1 財政調整基金繰入金	△24,975	財政調整基金繰入金	△24,975
1 繰越金	218,312	前年度繰越金	218,312

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	保険給付費	2,872,357	98,029	2,970,386				98,029
	1 療養諸費	2,474,074	82,736	2,556,810				82,736
		1 一般被保険者療養給付費	2,442,510	82,736	2,525,246			
	2 高額療養費	382,185	15,293	397,478				15,293
		1 一般被保険者高額療養費	381,983	15,293	397,276			
7	基金積立金	1	73,104	73,105				73,104
	1 基金積立金	1	73,104	73,105				73,104
		1 財政調整基金積立金	1	73,104	73,105			
9	諸支出金	5,674	26,593	32,267				26,593
	1 償還金及び還付加算金	5,674	26,593	32,267				26,593
		5 保険給付費等交付金返還金	1	23,408	23,409			
	6 療養給付費負担金返還金	1	439	440				439
	8 特定健診等負担金返還金	0	2,746	2,746				2,746

2 保険給付費  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	82,736	○一般被保険者療養給付費 負担金	82,736 82,736
18 負担金、補助 及び交付金	15,293	○一般被保険者高額療養費 負担金	15,293 15,293

24 積 立 金	73,104	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	73,104 73,104

22 償還金、利子 及び割引料	23,408	○県保険給付費等交付金返還金 償還金	23,408 23,408
22 償還金、利子 及び割引料	439	○療養給付費等負担金返還金 償還金	439 439
22 償還金、利子 及び割引料	2,746	○特定健診等負担金返還金 償還金	2,746 2,746



議案第11号

令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和3年度さくら市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	485,548 千円	△ 6,170 千円	479,378 千円
第3項 補助金	223,079 千円	△ 6,170 千円	216,909 千円
支 出			
第1款 資本的支出	943,747 千円	△ 6,170 千円	937,577 千円
第1項 建設改良費	542,647 千円	△ 6,170 千円	536,477 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	66,924 千円	△ 6,170 千円	60,754 千円

令和4年2月24日提出

さくら市長 花塚 隆志

## 令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

- 1 令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
  - 2 令和3年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
  - 3 補正予算給与費明細書
  - 4 令和3年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
- 令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）明細書



令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入	485,548	△6,170	479,378	
3. 補助金	223,079	△6,170	216,909	
2. 他会計補助金	52,079	△6,170	45,909	

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出	943,747	△6,170	937,577	
1. 建設改良費	542,647	△6,170	536,477	
1. 事務費	50,096	△6,170	43,926	

# 令和3年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	172,020,000
減価償却費	471,263,000
減損損失	0
賞与引当金の増減額 (減少△)	0
貸倒引当金の増減額 (減少△)	15,000
長期前受金戻入	△226,147,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	91,000,000
有形固定資産売却損益 (益△)	0
資産減耗費	4,000,000
未収金の増減額 (増加△)	520,000
未払金の増減額 (減少△)	△2,300,000
貯蔵品の増減額 (増加△)	0
前払金の増減額 (増加△)	0
その他流動資産の増減額 (減少△)	0
前受金の増減額 (増加△)	0
その他流動負債の増減額 (減少△)	0
小計	510,371,000
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△91,000,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	419,371,000
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△490,493,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	171,000,000
工事負担金による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	45,909,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△273,584,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	248,400,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△400,574,789
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△152,174,789
資金に係る換算差額	0
資金増加額 (又は減少額)	△6,387,789
資金期首残高	52,193,137
資金期末残高	45,805,348

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定 支弁職員	0	( 0 ) 4	0	16,952	0	9,755	26,707	5,384	32,091
	資本勘定 支弁職員	0	( 0 ) 3	0	11,756	0	7,565	19,321	3,894	23,215
	合計	0	( 0 ) 7	0	28,708	0	17,320	46,028	9,278	55,306
補 正 前	損益勘定 支弁職員	0	( 0 ) 4	0	16,952	0	9,755	26,707	5,384	32,091
	資本勘定 支弁職員	0	( 0 ) 4	0	14,776	0	9,235	24,011	4,864	28,875
	合計	0	( 0 ) 8	0	31,728	0	18,990	50,718	10,248	60,966
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0	( 0 ) △ 1	0	△ 3,020	0	△ 1,670	△ 4,690	△ 970	△ 5,660
	合計	0	( 0 ) △ 1	0	△ 3,020	0	△ 1,670	△ 4,690	△ 970	△ 5,660

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	918	639	924	2	2,000	0
	補正前	918	749	1,254	2	2,000	0
	比 較	0	△ 110	△ 330	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	1,125	6,680	5,150	240	0	0
	補正前	1,125	7,320	5,620	360	0	0
	比 較	0	△ 640	△ 470	△ 120	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書き。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,020	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 3,020	職員異動等	
職 員 手 当	△ 1,670	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,670	職員異動等	



令和3年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表  
(令和 4年 3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		259,770,019	
ロ 建物	684,159,410		
減価償却累計額	<u>△62,918,368</u>	621,241,042	
ハ 構築物	13,480,991,833		
減価償却累計額	<u>△1,030,639,483</u>	12,450,352,350	
ニ 機械及び装置	1,227,077,231		
減価償却累計額	<u>△323,796,276</u>	903,280,955	
ホ 車両運搬具	863,005		
減価償却累計額	<u>△712,872</u>	150,133	
ヘ 工具器具及び備品	1,347,663		
減価償却累計額	<u>△438,183</u>	909,480	
ト 建設仮勘定		<u>0</u>	
有形固定資産合計			14,235,703,979

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		<u>58,338,138</u>	
無形固定資産合計			<u>58,338,138</u>

固定資産合計 14,294,042,117

2. 流動資産

(1) 現金・預金		45,805,348	
(2) 未収金	13,720,000		
貸倒引当金	<u>△320,000</u>	13,400,000	
(3) 貯蔵品		0	
(4) 前払金		0	
(5) その他流動資産		<u>300,000</u>	
流動資産合計			<u>59,505,348</u>
資産合計			<u>14,353,547,465</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,157,718,419	
固定負債合計		5,157,718,419

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	407,298,000	
(2) 未払金	36,700,000	
(3) 前受金	0	
(4) 引当金	2,738,000	
(5) その他流動負債	<u>300,000</u>	
流動負債合計		447,036,000

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	7,549,994,932	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△692,823,490</u>	
繰延収益合計		<u>6,857,171,442</u>
負債合計		<u><u>12,461,925,861</u></u>

資本の部

6. 資本金

(1) 資本金	1,162,300,360	
(2) 繰入資本金	20,787,139	
資本金合計	<u>1,183,087,499</u>	1,183,087,499

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 補助金	118,534,200	
ロ 受贈財産評価額	23,088,706	
ハ 寄附金	0	
ニ 工事負担金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		<u>141,622,906</u>

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	65,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>501,911,199</u>	
利益剰余金合計		<u>566,911,199</u>
剰余金合計		<u>708,534,105</u>
資本合計		<u>1,891,621,604</u>
負債・資本合計		<u><u>14,353,547,465</u></u>

令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）明細書

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的収入	485,548	△6,170	479,378			
3. 補助金	223,079	△6,170	216,909			
2. 他会計補助金	52,079	△6,170	45,909	1. 他会計補助金	△6,170	

支 出 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的支出	943,747	△6,170	937,577			
1. 建設改良費	542,647	△6,170	536,477			
1. 事務費	50,096	△6,170	43,926	1. 給料	△3,020	職員異動等
				2. 手当	△1,670	職員異動等
				4. 法定福利費	△970	職員異動等
				5. 退職手当組合負担金	△510	職員異動等